

藤枝市認知症高齢者等個人賠償責任保険情報提供事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、藤枝市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業実施要綱（令和8年藤枝市告示第104号）に規定する認知症高齢者等個人賠償責任保険に関する情報を藤枝市のホームページ上で提供する方法等について、必要な事項を定める。

(掲載場所)

第2条 認知症高齢者等個人賠償責任保険に関する情報を掲載する箇所は、藤枝市ホームページ上の地域包括ケア推進課が所管するページ（以下単に「ホームページ」という。）とする。

(掲載対象事業者)

第3条 ホームページへの掲載の対象となる事業者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 保険業法（平成7年法律第105号）の損害保険業免許を受けていること。

イ その他市長が認めたもの。

(2) 市民が加入することができる認知症高齢者等個人賠償責任保険を扱っていること。

(掲載内容)

第4条 ホームページに掲載する事項は、次のとおりとする。

(1) 事業者の名称

(2) 認知症高齢者等個人賠償責任保険を附帯できる主保険の種別

(3) 前号に掲げる主保険の商品名

(4) 当該主保険に附帯できる認知症高齢者等個人賠償責任保険商品名

(5) 問合せ先（名称、電話番号その他連絡先、受付日時）

(6) 備考（補償対象となる条件等）

(掲載の申請)

第5条 ホームページへの掲載を希望する事業者は、藤枝市認知症高齢者等個人賠償責任保険情報提供事業取扱い事業者情報掲載申請書（第1号様式）に前条第3号及び4号の内容等が確認できる資料（ヘッダー及びURLが表示された印刷物）を添えて、市長に提出しなければならない。

（掲載の承認等）

第 6 条 市長は前条の申請について審査し、掲載の可否を藤枝市ホームページへの掲載決定通知書（第 2 号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前項の申請の内容が、次のいずれかに該当するときは、当該事業者に係る情報の掲載を承認しないことができる。

- (1) 法令又は公序良俗に反するもの
- (2) 特定の政治活動又は宗教活動に関するものと認められるもの
- (3) 問合せ先又はリンク先の内容が、事業の目的に合致しないおそれがある場合

（事業者の遵守事項）

第 7 条 ホームページへの掲載の承認を受けた事業者（以下単に「事業者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市民からの問合せに誠意をもって対応すること。
- (2) 事業者のホームページ、相談窓口等において、最新の情報を分かりやすく説明するよう努めること。
- (3) 事業者の保険商品について、藤枝市その他の公的機関等が当該保険商品を推奨していると市民が認識するおそれのないようにすること。

（掲載事項の変更）

第 8 条 事業者は、本市ホームページ上に情報を掲載した後に第 4 条の掲載事項の変更を希望するときは、藤枝市認知症高齢者等個人賠償責任保険情報提供事業取扱い事業者情報掲載申請書（第 1 号様式）に、変更事項を確認できる資料を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請に対する承認等の手続については、第 6 条の例による。

（掲載の終了等）

第 9 条 掲載の終了を希望する事業者は、藤枝市認知症高齢者等個人賠償責任保険情報提供事業取扱い事業者情報掲載申請書（第 1 号様式）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、掲載の終了について、藤枝市ホームページへの掲載決定通知書（様式第 2 号）により通知する。

3 市長は、前項の通知をしたときは、速やかにホームページから当該事業者の情報を削除するものとする。

（掲載の中止）

第 10 条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者の掲載を中止することができる。

第 3 条の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

第 7 条の規定を遵守しないと認められるとき。

掲載内容に誤りが認められるとき。

その他、掲載を継続することが適切でないと認められるとき。

(免責)

第 11 条 市は、ホームページ内の掲載及びリンク先ページの内容に関し、一切その責任を負わない。

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 8 年 7 月 1 日から実施する。